

仙石山論集
第4号 (平成20年)

Sengokuyama Journal
of Buddhist Studies
Vol. IV, 2008

『根本説一切有部苾芻習学略法』について

欽 達 木 尼

『根本説一切有部苾芻習学略法』について

欽達木尼

『根本説一切有部苾芻習学略法』（以下『苾芻習学略法』とする）は元朝の帝師パクパ（hPhags pa 八思巴）の作品の一つであり、『大正大蔵経』（巻四五、NO. 1905）、『縮刷大蔵経』（寒六）、『卍字蔵経』（十九・六）、『明北蔵』（1132 夫）、『清蔵』（1132 夫）、『明南蔵』（交）『磧砂蔵』（1644 横）に収められている。

パクパの本名は bLo gros rgyal mtshan dpal bzan po といい、パクパ（hPhags pa）というのは『聖者』を意味する。パクパ（1235～1280 年）は、チベットのサキヤ派の座主であり、元朝の初代皇帝・クビライ（Qubilai）に招請された帝師である。1251 年、伯父の Sa skya paṅḍita Kundgaḥ rgyal mtshan dbal bzan po（薩迦班智達貢嘎堅贊、サキアパンディタ・クンガギェルツェン）が死去したため、その後を継いで座主となった。1253 年に元の初代皇帝クビライに招請されて授戒し、チベット統治の要諦として諸教派の自立自治を認めるよう進言して信任され、1270 年にクビライの即位とともに帝師とされ、チベットにおけるサキヤバ派の優位を築いた。チベット・青海の行政権と帝国全体の仏教を統括し、これより同派の法王が元朝の帝師を務めるようになった。又、クビライの要請に応じてチベット文字を基にしたパクパ文字を創案し、それが公用文字とされたが、普及せずまもなくウイグル文字に圧倒された。だが勅書・官印・碑文などの公式文字とされ、後にモンゴル国字・方形文字と呼ばれるようになった。

『苾芻習学略法』の後書きには：「…奉聖主出綸。蒙帝師揮塵集成略本。庶廣流通。…翰林承旨彈壓孫譯成畏兀兒文字。宣授諸路釋教都總統合台薩哩都通。翻作華言。至元八年上元有五日云（…神聖にして英明である皇帝¹の命令を受けて、民間に流伝するに便利を図るために帝師が経文を編

集して製本にした。…翰林承旨彈壓²孫がウイグル文字に翻訳し、「宣授諸路釋教都總統合台薩哩都通」が中国語に訳した。至元八年〔1271年〕上元³有五日〔1月20日〕〕と書いてある。これによると、パクパがこのテキストをチベット語で書いた事は間違いない。しかし、今のところ、チベット語の本文とモンゴル語訳は見つかっておらず、漢訳文だけが見ついている。その漢訳文には義浄訳「根本説一切有部毘奈耶」(T. 1442)と非常に似ている処がある。時代が違うとは言え、義浄⁴とパクパが置かれた政治的な状況も似ている部分があり、両者とも当時の権力者（皇帝）に重用され、佛教活動を行っていた。本稿ではこの漢訳テキストを義浄訳『根本説一切有部毘奈耶』と比較しながら、諸律との関係について論ずる。

先ず、このテキストの内容についてまとめておきたい。

（一）『苾芻習学略法』の内容

このテキストでは「戒學律藏」が三種あるとして「苾芻習学法」を五篇、二百五十三の項目に収めている。即ち：

一、未得令得儀範（未だ得ざるには儀範〔受戒〕を得せしむ）。

1. 律儀を得るについての障。
2. 律儀に安住するについての障。
3. 徳業を増長するについての障。
4. 端嚴僧衆についての障

二、已得律儀不犯護持方便（已に律儀を得たるには犯せずして護持する

1 上明君—クビライ (Qubilai, 1215年-1294年) は、モンゴル帝国の第五代大ハーン (在位 1260年-1294年)。漢字表記は忽必烈。

2 翰林承旨彈壓—翰林承旨、彈壓と言う官職名。詳しくは「出家授近圓羯磨儀範(苾芻習学略法附)の序文について」にて論ずる。

3 上元は元月15日のことである。

4 義浄—(635年-713年)、唐の僧。俗姓は張、字は文明、齊州(山東省済南市)の人である。則天武后の支持を得て、仏典の漢訳を行う。訳経は国家事業として洛陽、長安の大寺や内道場で行なわれ、実叉難陀・阿彌真那・波崙らの西域渡来の僧が訳経を担当し、則天武后自らが序を著した。漢訳された経典は56部230巻に及んだ。著作『南海寄帰内法伝』、『大唐西域求法高僧伝』がある。

方便)。

1. 依止師に依りて護持する。
2. 對治想を以って護持する。
3. 應に捨すべき相違を了知して護持する（全部で五篇、二百五十三の項目にわたっている）。

第一、波羅夷篇者。

第二、十三僧伽婆尸沙篇者。

第三、波逸底迦篇、二種あり。

(1) 三十泥薩祇波逸底迦者。

- | | |
|------------|------------|
| A. 初篇十種者。 | B. 第二遍十種者。 |
| C. 第三遍十種者。 | |

(2)、九遍十種波底逸迦者。

- | | |
|------------|------------|
| A. 初遍十種者。 | B. 第二遍十種者。 |
| C. 第三遍十種者。 | D. 第四遍十種者。 |
| E. 第五遍十種者。 | F. 第六遍十種者 |
| G. 第七遍十種者 | H. 第八遍十種者 |
| I. 第九遍十種者 | |

第四、四種波羅底提舍尼者。

第五、一百一十二應當學者

4. 自の戒律を淨して護持する。
5. 安樂住縁に依りて護持する。

三、若有犯者令修補法（若し犯あらんには補法を修せしむるなり）。
という内容である。

(二) 比較研究

『苾芻習学略法』と義浄訳『根本説一切有部比奈耶』を比較すると全く同じ部分、似ている部分、そして全く違う部分があることが分かる。ここでは紙面の都合により比較した部分を省略し、『苾芻習学略法』の構造に寄り添って分析していきたい。

第一、「波羅夷篇者」

「波羅夷篇者」(Pārājika)は淫、盜、殺、妄の四波羅夷罪のことを書いたものである。その中で、パクパは殺について「除己身外人或人胎斷其命者」としている。つまり、他人を殺害することを禁じたわけである。特に「人胎」(胎児)の命を断たせることは罪になる、というのは歴史的な意味を持つものであり、我々にとっても考えなければならない問題ではないだろうか。

この波羅夷法の条文は、諸律の資料においてその大部分が類似している。

第二、「十三僧伽婆尸沙篇者」

十三僧伽婆尸沙法 (Skt. trayodaśa saṃghāvaśeṣāḥ dharmāḥ; Pali. terasa saṃghādisesā dhammā) (略して僧殘法という)は僧尼の守るべき具足戒の一部である。これを破ることは波羅夷罪につぐ重罪であり、この罪にあたるのは十三種の場合だけなので十三僧殘と称する。この十三僧伽婆尸沙法の「條数は十三條であり、この點はすべての資料が一致している」⁵。十三條の順序は諸資料において十二條と十三條を除き、その他すべてが一致している。この『苾芻習学略法』の順序は『根本説一切有部比奈耶』などと同じである。

第三、波逸底迦篇有二種

(1)三十泥薩祇波逸底迦者

泥薩祇波逸底迦 (Skt. naisargika-pāyantikā [nāiḥsargikāḥ pāyantikāḥ]; Pali. nissaggiyā pācittiyā)とは財を所有するは真心を覆障するのみならず墮獄の罪報を招くという意味である。故に財を捨て犯した罪を懺悔する(略して捨墮)ともいう。簡単に言えば捨墮法は比丘たちに所有を禁止されているものやあるいは余分な物を所有していた場合に当たる罪である。これには三十條あり、パクパはこの三十條の内容を三つの「篇」に分けたのである。即ち

- A. 「初篇(遍)十種者」は「衣」(衣類)を乞う、扱うことについて。
- B. 「第二遍十種者」は財宝(貴重品)を持つことについて。

⁵ 平川 彰『律藏の研究』東京1970年、p. 445.

C. 「第三遍十種者」は日用品（鉢、着物、法衣、薬など）を必要より多く貯めることについてである。

次に平川彰博士の作った「諸異本の比定対照表」⁶を用いて、『苾芻習学略法』の項目を加えて見よう。

苾芻習学略法	Mahāvīyupatti	根本説一切有部戒經 (T. 1454)	So-sor-thar-pa (Kangyur. 1031)	Mūla Sarvāstivāda Prātimokṣasūtra	Sarvāstivāda Prātimokṣasūtra	鼻奈耶 (T. 1464)	十誦戒本 (T. 1436)	十誦廣律 (T. 1435)	敦煌文戒經	四分律 (T. 1428)	解脫戒經 (T. 1460)	五分律 (T. 1421)	優波離問佛經 (T. 1466)	摩訶僧祇律 (T. 1425)	Pāli Vinaya	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	長衣過限戒
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	離三衣宿戒
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	月望衣戒
4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	使非親尼浣衣戒
5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	取非親尼衣戒
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	從非親在家乞衣戒
7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	過分取衣戒
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	勸增衣價戒
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	勸二家增衣價戒
10.	10.	10.	10.	10.	10.	10.	10.	10.	10.	10.	10.	10.	10.	10.	10.	強取衣價戒
11.	11.	11.	11.	11.	11.	11.	11.	11.	11.	11.	11.	21.	11.	13.	11	雜絹綿臥具戒
12.	12.	12.	12.	12.	12.	12.	12.	12.	12.	12.	12.	22.	12.	11.	12	黑毛臥具戒
13.	13.	13.	13.	13.	13.	13.	13.	13.	13.	13.	13.	23.	13.	12.	13	白毛臥具戒
14.	14.	14.	14.	14.	14.	14.	14.	14.	14.	14.	14.	15.	24.	14.	14	不貼淨座具戒
15.	15.	15.	15.	15.	15.	15.	15.	15.	15.	15.	14.	25.	15.	15.	15	減六年作臥具戒
16.	16.	16.	16.	16.	16.	16.	16.	16.	16.	16.	16.	26.	16.	16.	16	持羊毛過限戒
17.	17.	17.	17.	17.	17.	17.	17.	17.	17.	17.	17.	27.	17.	17.	17	使非親尼染羊毛戒
18.	18.	18.	18.	18.	18.	18.	18.	18.	18.	18.	20.	30.	18.	18.	18	畜金銀戒
19.	19.	19.	19.	19.	19.	19.	19.	19.	19.	19.	19.	29.	19.	19.	19	質寶戒
20.	20.	20.	20.	20.	20.	20.	20.	20.	20.	20.	18.	28.	20.	20.	20	販賣戒
21.	21.	21.	21.	21.	21.	21.	21.	21.	21.	21.	21.	20.	21.	21.	21	畜長鉢過限戒

⁶ 同上 p. 447-448.

22.	22.	22.	22.	22.	22.	22.	22.	22.	22.	22.	22.	19.	22.	22.	22.	乞鉢戒
30.	30.	30.	30.	30.	30.	30.	30.	30.	30.	26.	30.	15.	30.	23.	23.	畜七日藥過限戒
28.	28.	28.	28.	28.	26.	28.	28.	28.	27.	27.	17.	28.	25.	24.	25.	過前求雨浴衣戒
25.	25.	25.	25.	25.	25.	25.	25.	25.	25.	25.	13.	25.	24.	25.	25.	奪衣戒
23.	23.	23.	23.	23.	23.	23.	23.	23.	23.	23.	11.	23.	26.	26.	26.	自乞縷非親作織戒
24.	24.	24.	24.	24.	24.	24.	24.	24.	24.	24.	12.	24.	27.	27.	27.	勸織師增縷戒
26.	26.	26.	26.	26.	27.	26.	26.	27.	26.	28.	26.	18.	26.	28.	28.	過前急施衣受畜戒
27.	27.	27.	27.	27.	28.	27.	27.	26.	27.	29.	28.	16.	27.	29.	29.	有難蘭若離衣戒
29.	29.	29.	29.	29.	29.	29.	29.	29.	29.	30.	29.	14.	29.	30.	30.	廻僧物入己戒

この表から分かるようにパクパの『苾芻習学略法』の順序は『根本説一切有部比奈耶』と一致している。

(2)「九遍十種波底逸迦者」

これは九十波底逸迦法のことである。この法はパーリ律と僧祇律で九十二條になっている以外は、諸律のほとんどの資料では九十條となっているが、諸律によって條文の順序が異なる。パクパは、この九十條をその内容によって九つの「篇」に分けたのである。ここで、パーリ律・四分律・説一切有部 (sarvāstivādin)・根本説一切有部と比較することにしよう（以下「比較」と略する）。條文名は西本龍山の本を参照⁷。

A. 「初遍十種者」は妄言、悪言などの言葉についてのものである。

條文名	苾芻習学略法	pāli	四分律	Sarva-	根本有部
①故妄語戒	1 若苾芻故妄語者	1	1	1	1
②毀呿語戒	2 若説他苾芻過失者	2	2	2	2
③兩舌語戒	3 若兩舌令二苾芻等離間者	3	3	3	3
④發諍戒（發舉戒）	4 若有諍競苾芻和合已後再發舉諍者	63	66	4	4
⑤與女人説法戒	5 若與在家婦人無男子時説法者	7	9	5	5
⑥未具同誦戒	6 若與未近國人同聲讀誦教示法者	4	6	6	6
⑦説麤罪戒	7 若知他苾芻有犯墮落法或僧殘法	9	7	8	7
⑧實得道戒	8 未證聖諦人實説所得上人法者	8	8	7	8
⑨（謗迴衆利物戒）	9 若衆僧執事苾芻無過失而毀説	81	74	9	9
⑩輕呵戒	10 若布薩日誦微碎戒時。輕呵而言	72	72	10	10

⁷ 西本龍山『四分律比丘戒本講讀』京都1975年、p. 243-290.

B. 「第二遍十種者」は他のものを気にせずに行動をとることについてのものである。

條文名	苾芻習学略法	pāli	四分律	Sarva-	根本有部
①壊生種戒	11 若壞種子斷青草木者	11	11	11	11
②嫌罵知事戒	12 若嫌毀輕賤僧伽執事苾芻者	13	13	12	12
③異語惱他戒	13 若同學法人教利益語而違惱者	12	12	13	13
④露敷僧物戒	14 若將僧伽敷具以放逸心安置露地者	14	14	14	14
⑤覆處敷僧物戒	15 若於僧房內敷草或葉用已不除掃者	15	15	15	15
⑥牽出房戒	16 若從僧伽藍遣苾芻出者	17	17	16	16
⑦強敷坐戒	17 若僧住處後來苾芻欺凌先住苾芻者	16	16	17	17
⑧閣上脫脚牀坐戒	18 若僧住處不堅固重房棚上坐臥脫脚牀者	18	18	18	18
⑨用蟲水戒	19 若為他使用有蟲水等者	20	19	19	19
⑩覆屋過限戒	20 若壘寺僧伽藍牆時除許量外。過量壘者	19	20	20	20

C. 「第三遍十種者」は苾芻と苾芻尼の関係についてのものである。

條文名	苾芻習学略法	pāli	四分律	Sarva-	根本有部
①不差教尼戒	21 若僧伽不曾差自意往教誡苾芻尼者	21	21	21	21
②說法至暮戒	22 若教誡苾芻尼至日暮者	22	22	22	22
③譏教尼人戒	23 若實無此念而毀說他。為此小飲 食教誡苾芻尼者	24	23	23	23
④與非親里尼衣戒	24 若苾芻與苾芻尼衣者	25	24	24	24
⑤與非親里尼作衣戒	25 若苾芻與苾芻尼縫衣者	26	25	27	25
⑥與苾芻尼期(同道)行戒	26 若苾芻與苾芻尼作伴道路行者	27	27	24	26
⑦與苾芻尼同船戒	27 若苾芻與苾芻尼同乘船者	28	28	25	27
⑧與女露坐戒	28 若苾芻共女人屏處坐者	45	45	29	28
⑨與尼獨屏處坐(立)戒	29 若苾芻與女人屏處立者	30	26	28	29
⑩食尼讚歎食戒	30 若因苾芻尼讚歎受在家食者	29	29	30	30

D. 「第四遍十種者」には食事のことについて書かれている。即ち

條文名	苾芻習学略法	pāli	四分律	Sarva-	根本有部
①展轉食戒	31 若一時食中無利養受再食等者	33	32	31	31
②施一食處戒	32 若於外道住處經一宿住受再食等者	31	31	32	32
③食過受戒	33 若乞食苾芻從家人受過兩三鉢食者	34	34	33	33
④不作餘食法戒	34 若苾芻足食竟。不作餘食法更食者	35	35	34	34
⑤勸足食戒	35 若苾芻足食竟勸令更食者「別食者	36	36	35	35
⑥別衆食戒	36 若苾芻離衆僧常食處…共三苾芻等	32	33	36	36
⑦時非食戒	37 若自洲日斜至明相出食。非時食者	37	37	37	37

⑧残宿食戒	38 若食或自或他苾芻經畜食者	38	38	38	38
⑨不受食戒	39 若食不與不受食者	40	39	39	39
⑩索美食戒	40 若從施主索美食食者	39	40	40	40

E. 「第五遍十種者」には悪事に関わることにについて書かれている。即ち

條文名	苾芻習学略法	pāli	四分律	Sarva-	根本有部
①（受用蟲水戒） ⁸	41 若有蟲水等為己身用者	62	62	41	41
②食家媠處強坐戒	42 若在家人行不淨行時。同房坐者	43	43	42	42
③食家屏處坐戒	43 若在家人行不淨行時。同房立聽者	44	44	43	43
④外道與食戒	44 若與裸形外道食者	41	41	44	44
⑤觀軍陣戒	45 若觀戰戰嚴整軍者	48	48	45	45
⑥軍中過三宿戒	46 若無因緣軍陣中過二宿住者	49	49	46	46
⑦觀軍戰戒	47 若混亂排定軍陣者	50	50	47	47
⑧曠打苾芻戒	48 若打苾芻者	74	78	48	48
⑨搏苾芻戒	49 若以擬手向苾芻者	75	79	49	49
⑩覆他麤罪戒	50 若知他苾芻有麤惡罪覆藏者	64	64	50	50

F. 「第六遍十種者」には「未近圓人（苾芻になってない人）」との違いについて書かれている。即ち

條文名	苾芻習学略法	pāli	四分律	Sarva-	根本有部
①曠志驅出聚落戒	51 遮不令與當日絕食者	42	46	51	51
②露地燃火戒	52 若觸火者	56	57	52	52
③與欲後悔戒	53 若因苾芻作羯磨時與他欲已而後悔者	79	76	53	53
④未具同宿戒（與未近圓人同宿戒）	54 若苾芻與未近圓人近一尋地內。宿過一宿者	5	5	54	54
⑤惡見違諫戒（不捨惡見戒）	55 若說姪欲不為障礙執事惡見。若僧諫時不捨者	68	68	55	55
⑥隨舉苾芻戒	56 若共衆僧所遣比丘而作伴者	69	69	56	56
⑦隨擯沙彌戒 ⁹	57 若知是被擯沙彌而收攝而作眷屬饒益共住者	70	70	57	57
⑧不染壞著新衣戒	58 若受用不染色白衣敷具等者	58	60	59	58
⑨捉寶戒	59 若屬他寶及以寶好物。自觸教人觸者	84	82	58	59
⑩半月浴戒	60 若未至半月而洗浴者	57	56	60	60

⁸ 西本龍山は「外道與食戒」と書く。—『四分律比丘戒本講讀』p. 264

⁹ 『根本説一切有部苾芻習学略法』には「若知是被擯沙彌。而收攝而作眷屬饒益共住者。」と書かれている。

G. 「第七遍十種者」には殺畜生、遊び、婦人との同住（同行）、苾芻の虐めなどについて書かれており、この中でパクパは⑦「若藏苾芻衣者」と書いているが、『根本説一切有部比奈耶』（義浄訳）などでは「藏他苾芻等衣鉢」となっている。

條文名	苾芻習学略法	pāli	四分律	Sarva-	根本有部
①奪畜生命戒（斷畜生命戒）	61 若故斷畜生命者	61	61	61	61
②疑惱苾芻戒	62 若言苾芻汝非苾芻令須臾不樂者	77	63	62	62
③擊壓他（以指擊歷苾芻）戒	63 若以指擊歷苾芻者	52	53	63	63
④水中戲戒	64 若水中戲者	53	52	64	64
⑤與女同宿戒	65 若獨自共在家女人一室同宿至明者	6	4	65	65
⑥恐怖他（苾芻）戒	66 若苾芻但一因由恐怖苾芻者	55	55	66	66
⑦藏他衣鉢（藏他衣）戒	67 若藏苾芻衣者	60	58	67	67
⑧不問輒著衣戒	68 若與苾芻衣不週還復取受者	59	59	68	68
⑨無根僧殘謗他戒	69 若苾芻無僧殘罪無因。或以小因謗說犯僧殘罪者	76	80	69	69
⑩與女同行戒	70 若共在家女人更無男子同道行者	67	30	70	70

H. 「第八遍十種者」は賊との同行、授近圓、掘地、盜聽、人に対するの態度、飲酒などについてである。

條文名	苾芻習学略法	pāli	四分律	Sarva-	根本有部
①與賊同行戒	71 若共盜賊或匿稅商旅同道行者	66	67	71	71
②未滿二十受具戒	72 若知年未滿二十與授近圓者	65	65	72	72
③掘地戒	73 若堅實地中掘一抄土者	10	10	73	73
④請食過受戒（過四月索食）	74 若受在家人請住過四月者 「汝愚癡無所知者」	47	47	74	74
⑤拒勸学戒（75）	75 若不依僧伽制而反毀謗告白苾芻言	71	71	75	75
⑥屏聽四諍戒（屏處默聽戒） ¹⁰	76 若共有鬥諍苾芻欲令鬥諍往彼聽其所說者	78	77	76	76
⑦默然起去戒	77 不問一苾芻從坐而起遠去離開聲地者	80	75	77	77
⑧不恭敬戒（不受諫戒）	78 不敬信不隨順者	54	54	78	78
⑨飲酒戒	79 若飲諸酒等者	51	51	79	79
⑩非時入聚落戒	80 若不問苾芻等向暮入聚落者	85	83	80	80

¹⁰ 平川 彰は「屏聽四諍戒」（『律藏の研究』p. 456.）と、西本龍山は「屏處默聽戒」（『四分律比丘戒本講讀』p. 285.）と書く。

I. 「第九遍十種者」には行き先、座具、敷具、覆瘡衣、雨浴衣、佛衣などについて書かれている。

條文名	苾芻習学略法	pāli	四分律	Sarva-	根本有部
①不囉同利入村落戒（食前食後至（行詣）餘家戒）	81 午時前去行詣入餘三家等或向暮時…入餘四家等者	46	42	81	81
②突入王宮戒（夜入宮殿戒）	82 若日沒之後、入灌頂王宮内或后妃宮内者。	83	81	82	82
③不尊重布薩戒（無知律戒 ¹¹ ）	83 應可學而輕呵者	73	73	83	83
④骨牙角作針筒戒	84 若用象牙等作鍼筒者	86	86	84	84
⑤過量床（牀）足戒	85 若坐臥足過量床者	87	84	85	85
⑥兜羅貯褥戒（木綿等霑汚（草木綿貯床）戒、貯綿牀褥戒 ¹² ）	86 若將僧伽敷具以木綿等霑汚者	88	85	86	86
⑦過量坐具戒（過量作尼師檀戒）	87 若作坐具。應長三肘廣二肘六指過此量作者	89	87	89	87
⑧過量覆瘡衣戒	88 若作覆瘡衣應長六肘廣三肘過此量作者	90	88	88	88
⑨過量雨浴衣戒	89 若作雨浴衣應長九肘廣三肘一十八指。過此量作者。	91	89	87	89
⑩同佛衣量作衣戒	90 若同佛衣量作衣或教他作者	92	90	90	90

この表からも分るようにパクパの『苾芻習学略法』は義浄訳『根本説一切有部比奈耶』と非常に近いということが言えるだろう。

第四、四種波羅底提舍尼者

これは四種波羅底提舍尼法（Skt. *catvāraḥ pratideśanīyā dharmāḥ*; Pali. *cattāro pāṭidesanīyā dhammā*）のことである。略して四提舍尼法、意識して四悔過ともいう。波羅底提舍尼（Skt. *pratideśanīya*; Pali. *pāṭidesanīyā*）はよく對首懺と訳され、一人の比丘前に、自分の罪を告白し懺悔して許される場合を指す。漢訳の場合、可呵法・出罪法・可出法・悔過法・向彼悔法と言うこともある。この法はすべて食べ物に関するものである。四種波羅底提舍尼法の條文の順序は僧祇律を除いてほとんどの律で一致しているが、内容は漢訳の諸律によってわずかな違いがある。その條文が異なる処

¹¹ 平川 彰は「屏聽四諍戒」—『律藏の研究』p. 456.

¹² 同上。p. 457.

から、内容にも若干の違いが出てくる。以下、西本龍山・平川彰両者が取った名前¹³と『苾芻習学略法』・『根本説一切有部比奈耶』（義浄訳）を比較しながら説明することにした。

西本龍山	平川彰	苾芻習学略法	一切有部
受比丘尼食戒	非親尼受食戒	從芻尼受食者	從非親尼受食學處
苾芻尼偏心授食戒	受苾芻尼指圖授食戒	趣次指授食不止而食者	受苾芻尼指授食學處
學家受食戒	學家過受食戒	若衆僧所制白衣家内反取食者	學家受食學處
阿練若安坐受食戒	有難蘭若受食戒	差看守怖難道卻不看守受食坐者	阿蘭若住處外受食學處

第一條は「比丘尼」と「非親尼」の違いがある。これは、比丘尼>非親尼で、含まれる範囲が異なっている。

第二、三、四條が、『苾芻習学略法』では解釈のような文章になっている。即ち、第二條では「趣次指授食不止而食者」（位置（坐る位置）に着けていないのに、配られた食べ物を返さずに食べる場合）、第三條では「若衆僧所制白衣家内。反取食者」（規定「戒」を破って村に行き乞食する場合）、第四條では「若差看守怖難道卻不看守。受食坐者」（看守を遣わすべき陰難の道なのに看守の人を差遣せずに食を受けて坐ること）と分かりやすく書かれている。

第五、一百一十二應當學者

これは所謂「衆學法（衆多學法）」（Skt. *śaikṣā dharmāḥ*; Pali. *sekhiyā dhammā*）のことである。この「衆學法」の條文の数は諸律において異なる。表に示すと以下の通りである。

¹³ 西本龍山『四分律比丘戒本講讀』（p. 290-291.）、平川 彰『律藏の研究』（p. 462.）を参照。

諸律	條文数
Pāli Vinaya	75
摩訶僧祇律 (T. 1425)	66
優波離問佛經 (T. 1466)	72
五分律 (T. 1421)	100
解脫戒經 (T. 1460)	96
四分律 (T. 1428)	100
敦煌文戒經	107
十誦廣律 (T. 1435)	107
十誦戒本 (T. 1436)	113
鼻奈耶 (T. 1464)	113
Sarvāstivāda Prātimokśasūtra	113
Mūla Sarvāstivāda Prātimokśasūtra	108
Saśor-thar-pa (Kangyur. 1081)	108
根本説一切有部戒經 (T. 1454)	99
Mahāvīryapatti	105
苾芻五法經 (T. 1479)	50
苾芻習学略法	112

『苾芻習学略法』の「一百一十二應當學者」は「衆學法」が一二條と
いうことを指している。

その條文数を『根本説一切有部毘奈耶』(T. 1442)と比較し、表で示す
と次の通りである。

	苾芻習学略法	根本有部
一、 僧侶の衣類及び着方に関するもの	9	12
二、 行義作法に関するもので「行（行く）」の場合	20	18
三、 行義作法に関するもので「俗家の座席に坐る」場合	9	8
四、 食事の規定に関するもの	44	35
五、 俗人に対するの説法に関するもので、教法の權威を守るための規定	26	22
六、 大小便（涙鼻水嘔吐など）に関するもの	3	3
七、 人頭を越す高さの樹に登ってはならないことについて	1	1

一、この中の①～⑨條までは僧侶の衣類及び着方に関するもの。但し、
『苾芻習学略法』では省略し過ぎたために分かり辛くなってしまったので、
ここで簡単に説明して置くことにする。

①齊整著安陀會：著裙をきちんと着ること。

- ②不太高：着物（著衣）を上げすぎてはならない。
- ③不太下：着物（著衣）を下げすぎてはならない。
- ④衣角不象鼻：着物（著衣）の角を象の鼻のようにして着てはならない。
- ⑤不多羅葉：多羅葉樹の葉のようにして着てはならない。
- ⑥不穀團形：米袋のように着てはならない。
- ⑦不蛇頭齊整披法衣：著裙を捲って蛇頭（蛇の頭）のようにして着てはならない。
- ⑧不太高：袈裟をあまり短くしてはならない。
- ⑨不太下：袈裟をあまり長くしてはならない。

二、⑩～⑲條までは行義作法に関するもののうちで「行（歩行）」の場合。これらの條文のなかには、はっきりしたのもあればそうでないものもある。随って、ここで少し説明する。

⑩（乞食行時）善護身：良く包むこと（乞食に行く時着物を良く着ること）。

⑪齊整披法衣：着物をきちんと着ること。

⑫行不作聲：行く（歩く）時、音（話）を出してはならない。

⑬行不亂視：行く（歩く）時に目をそらさないこと。

⑭行當觀一尋地量行：車両（牛車か馬車）が一休みするまでの距離を見て休むこと。『根本説一切有部比奈耶』（義浄訳）にこの條はない。

⑮若入聚落不得用衣覆頭行：集落に入る時、頭をうつ伏せにして着物をかぶせてはいけない。

⑯不得抄衣行：着物を上に捲って行ってはならない。

⑰不得收衣附：着物をあまりにまとめて（行って）はならない。

⑱肩行：この條の意味は正確には不明だが、⑰條と合わせて見ると「着物を肩の上にまとめて歩いてはならない」という意味であることが分かる。『根本説一切有部比奈耶』（義浄訳）にこの條は見当たらない。

⑲不得兩手交項上行：両手を組んで（両手で肩をなでたり、叩いたりして）、行ってはならない。

⑳不得兩手交腦後行：両手を首（頭の後ろ）の上で組んで行ってはなら

ない。『根本説一切有部毘奈耶』（義浄訳）にこの項目（條）は見当たらない。

- ㉑不得跳行：跳ぶようにして歩いてはならない。
- ㉒不得探脚行：ふらふらと歩いてはならない。
- ㉓不得蹲行：蹲踞して歩いてはならない。
- ㉔不得足指行：足の指に力を入れて歩いてはならない。
- ㉕不得掬腰行：（手を）腰にあてながら歩いてはならない。
- ㉖不得搖身行：身体を振り動かしながら歩いてはならない。
- ㉗不得掉臂行：手を振りながら歩いてはならない。
- ㉘不得搖頭行：頭を振りながら歩いてはならない。
- ㉙不得磨肩行：肩を動かしながら歩いてはならない。

三、㉓～㉘條までは行義作法に関するもののうちで、「坐」の場合。

- ㉓不得連手行：手を繋いで（家に入っては）ならない。
- ㉔若不請不得在白衣家敷具上坐：呼ばれてない者は俗家の敷き具に坐ってはならない。
- ㉕不善觀察不應坐：坐るところ（敷き具）をよく觀察せずに坐ってはならない。
- ㉖不得放身重坐：だらしなく坐ってはならない。
- ㉗不得交足坐：足を重ねて坐ってはならない。
- ㉘不得交腿坐：腿を重ねて坐ってはならない。『根本説一切有部毘奈耶』（義浄訳）にこの條はない。
- ㉙不重内外踝坐：くるぶしの上にくるぶしを重ねて坐ってはならない。
- ㉚若床上坐時、不得曲脚入床下：床の上に坐る時、足を床の下に入れてはならない。
- ㉛不得叉脚坐不得寛脚坐：足を広げて坐ってはならない。

四、㉜～㉞條までは食事の規定に関するもの。簡単に説明しておく以下のおりである。

- ㉜應正意受食：丁寧に食を受けなくてはならない。

- ④⑩不得滿鉢受食：鉢いっぱい食を受けてはならない。
- ④⑪不得菜食齊等受：ご飯とおかずを同時に受けてはならない。
- ④⑫應依坐次受食：順次に食を受けなければならない。『根本説一切有部毘奈耶』（義浄訳）にこの條はない。
- ④⑬應視鉢受食：鉢を見ながら食を受けなければならない。『根本説一切有部毘奈耶』（義浄訳）にこの條はない。
- ④⑭行食未至不得預伸鉢為更望重受：食べ物がある前に鉢を差し出してはならない。
- ④⑮不得以食覆菜：ご飯でおかずを覆っては（隠しては）ならない。
- ④⑯不得以菜覆食：おかずでご飯を覆っては（隠しては）ならない。
- ④⑰正意而食：丁寧に食事する。
- ④⑱不得作極小搏而食：あまりにも少量のものを口にしてはならない。
- ④⑲不得作極大搏而食：あまりにも多量のものを口にしてはならない。
- ④⑳應作中搏而食：適当な量を口にする。
- ④㉑若食未至不得張口待食：口に入れたものを食べ終わる前に口をあけてはならない（口に入れたものを全部飲み込む前に口を開けて待ってはならない）。
- ④㉒不得含食語：口にもものを含みながら話してはならない。
- ④㉓不得皺眉而食¹⁴：眉をしかめて食事をしてはならない（〔食事〕不満を表して食事してはならない）。
- ④㉔不得嚙噓嘆：音をたてて食べてはならない。
- ④㉕不得呵氣食：息を吐出しながら食べてはならない。
- ④㉖不得吹氣食：（食べ物がある場合に）吹きながら食べてはならない。
- ④㉗不得舒舌食：舌を伸ばして（出して）食べてはならない。
- ④㉘不得一粒粒取食：米を一粒ずつ食べてはならない。
- ④㉙若受食時不得叱笑他：食事を受ける時、他を誹謗してはならない。

¹⁴『根本説一切有部毘奈耶』（義浄訳）には「彈舌相告（不應爾）」と、萩原雲来の『佛教辭典：翻訳名義大集 梵漢對譯』（新文豊出版、台北1976年）には「勿露酸相（不彈舌）」と書かれているが、同じく「食事に不満を表す」ことを示している。

⑥⑩若受食時不得換頰嚼食：口に入れた食べ物を口の中で左右に置き替えて嚙んではならない。

⑥⑪不得彈舌食：口蓋の音を出して食べてはならない。

⑥⑫不得齧半食：口にしたものを途中で半分にしてはならない。

⑥⑬不得舐手：手を舐めてはならない。

⑥⑭不得振手：手を振ってはならない。

⑥⑮不得刮鉢舌舐：鉢を舐めてはならない。

⑥⑯不得振鉢：鉢を漱ぎ、振ってはならない。

⑥⑰食壘作塔形：塔の形にして食べてはならない。

⑥⑱不得輕笑比坐：嘲笑するために隣の人の鉢の中を覗いてはならない。

⑥⑲不得汚手捉淨水瓶：汚れた手で淨水瓶をとってはならない。

⑦⑩不得有飯水灑近坐苾芻：近くに坐った比丘の身体に食べ物の入った水をかけては（注いでは）ならない。

⑦⑪不問房主有飯水：檀家（泊まる場所の家主）に食物があるかどうかを訊ねてはならない。＊『根本説一切有部毘奈耶』などにこの條は見当たらない。

⑦⑫不得棄白衣家内：この條も『根本説一切有部毘奈耶』（義浄訳）には見当たらないが、『翻譯名義大集』や『梵漢対訳仏教辞典』（萩原雲来）には「不得未問而洗鉢水棄白衣舍内」と書いてある。よって、意味が「断りなく俗人の家に鉢を洗った水をまいてはいけない」という意味である。

⑦⑬應棄殘食。不得置於鉢内：残った食べ物は鉢に入れず捨てなければならない。

⑦⑭若地上無替不應安鉢澗邊：鉢を置ける場所がない時、谷辺に置いてはならない。＊この條の「谷辺（澗邊）に置いてはならない」というのは『根本説一切有部毘奈耶』などと比べて更に具体的なものになっている。

⑦⑮不得置鉢危險處：鉢を険しい場所に置いてはならない。

⑦⑯不得置鉢峻崖處：鉢を崖に置いてはならない。

⑦⑰不得置鉢：この條には鉢をどこに置いてはならないのかが書かれていないので、意味は分からない。

＊ちなみにこの⑦⑮⑦⑯⑦⑰條は、『根本説一切有部毘奈耶』（義浄訳）などに

は「不於危険岸處置鉢（険しい崖のところに鉢を置いてはいけない）」という一つの條になっている。

㉞不得立洗鉢澗邊：谷の辺に立ったまま鉢を洗ってはならない。＊パクパのこの『根本説一切有部苾芻習学略法』だけが「立ったまま洗ってはならない」場所を「谷の辺（澗邊）」と強調している。他の律にこのような表現は見当たらない。

㉟不得洗鉢危峻處：鉢を険しい場所で洗ってはならない。

㊱不得洗鉢峻崖處：鉢を崖で洗ってはならない。

㊲不得洗鉢迎暴流：鉢を〔川などの〕激しい水流に向かって洗ってはならない。

＊この三條（㉞㊱㊲）も他の律には見当たらない。

㊳不得以鉢酌水：鉢で水を酌んではならない。＊『根本説一切有部毘奈耶』（義浄訳）には「不得逆流酌水（〔川などの〕流れに逆らって水を酌んではならない）」、『梵漢対訳仏教辞典』（萩原雲来）には「我等當不逆急流河水以鉢酌水（我ら、当に激流の川の流れに逆らって鉢で水を酌んではならない）」と書いてある。何れも川などから鉢で水を酌んではならないことを指している。

五、㊴～㊶條は在家に対しての説法に関するもので、教法の權威を守るための規定である。即ち

㊴人坐已立。不應為説法：立ったまま坐っている者に向かって説法してはならない。

㊵人臥已坐不應為説法：坐ったまま横になっている者に向かって説法してはならない。

㊶人在高座已在下坐不應為説法：卑下の座にいる時に、高い座にいる者に向かって説法してはならない。

㊷人在前行已在後行不應為説法：後ろにいる時、前を行く者に向かって説法してはならない。

㊸人在道行已在非道行。不應為説法：道端にいる時に、道を歩く者に向かって説法してはならない。

- ⑧⑧不應為覆頭人説法：頭を覆った者に説法してはならない。
- ⑧⑨不應為抄衣人説法：着物を上に捲っている者に説法してはならない。
- ⑧⑩不應為收衣拊肩人説法：着物を両肩にかけた者に法を説いてはならない。
- ⑨①不應為兩手交項人説法：両手を組んで（両手で肩をなでるかたたいて）いる者に法を説いてはならない。
- ⑨②不應為兩手交腦後人説法：両手を首（頭の後ろ）の上に組んでいる者に法を説いてはならない。＊『根本説一切有部毘奈耶』（義浄訳）この條はない。
- ⑨③不應為以髮作頂髻人説法：髪を頂上（頭上）で束ねて髻にした者に法を説いてはならない。
- ⑨④不應為戴帽人説法：帽子をかぶった者に法を説いてはならない。
- ⑨⑤不應為戴冠人説法：冠を被った者に法を説いてはならない。
- ⑨⑥不應為戴華鬘人説法：華鬘をかぶった者に法を説いてはならない。＊『根本説一切有部毘奈耶』（義浄訳）にこの條はない。
- ⑨⑦不應為纏頭人説法：頭を布などで巻いた者に法を説いてはならない。
- ⑨⑧不應為乘象人説法：象に乗った者に法を説いてはならない。
- ⑨⑨不應為乘馬人説法：馬に乗った者に法を説いてはならない。
- ⑩①不應為乘輿人説法：輿に乗った者に法を説いてはならない。
- ⑩②不應為乘坐諸物人説法：諸々の乗り物に乗った者に法を説いてはならない。
- ⑩③不應為著靴人説法：長い靴を履いた者に法を説いてはならない。
- ⑩④不應為持杖人説法：杖を持った者に法を説いてはならない。
- ⑩⑤不應為持刀人説法：刀を持った者に法を説いてはならない。
- ⑩⑥不應為持蓋人説法：蓋を持った者に法を説いてはならない。
- ⑩⑦不應為持劍人説法：劍を持った者に法を説いてはならない。＊『根本説一切有部毘奈耶』（義浄訳）にこの條はない。
- ⑩⑧不應為持兵器人説法：兵器を持った者に法を説いてはならない。＊『根本説一切有部毘奈耶』（義浄訳）にこの條はない。
- ⑩⑨不應為披鎧人説法：鎧を着た者に法を説いてはならない。

六、⑩～⑪條までは排泄に関するものである。即ち

⑩不得立大小便：立って大小便をしてはならない。

⑪不得水中大小便及涕唾嘔吐等：水の中に大小便及び涙鼻水嘔吐などをしてはならない。

⑫不得青草上大小便及涕唾嘔吐等：生草の上に大小便及び涙鼻水嘔吐などをしてはならない。

七、⑬條は人頭を越す高さの樹に登ってはならないことについてのものである。即ち

⑬不得上樹過人頭：樹に登って人頭を越す高さまで行ってはならない。

この中で、『苾芻習学略法』にはあって『根本説一切有部毘奈耶』にはない項目が十五あり、『根本説一切有部比奈耶』にあって『苾芻習学略法』にはない項目が二つある。

（三）まとめ

以上で主にパクパ集『苾芻習学略法』と『根本説一切有部毘奈耶』を比較し、その説明を加えた。ここで、そのまとめとして幾つかの点を挙げておきたい。

全体として内容が同じものは多いが、文句そのものが異なっているのが特徴であり、パクパ独特のものも多く含まれている。

1. 「波羅夷篇者」の③「除己身外人或人胎斷其命者」は、『根本説一切有部毘奈耶』にはない。

2. 「三十泥薩祇波逸底迦者」について、パクパはその内容によって三つの「篇（遍）」に分けた。即ち

①「初篇（遍）十種者」は「衣」（衣類）について。

②「第二遍十種者」は財宝（貴重品）を持つことについて。

③「第三遍十種者」は日用品（鉢、着物、法衣、薬など）についてである。

この「三十泥薩祇波逸底迦者」の順序は『根本説一切有部毘奈耶』と完全に一致している。

3. 「九十波底逸迦法」についても「九遍十種波底逸迦者」として九遍に分けている。

その文句は簡略で解りやすい構成になっている。例：

「初遍十種者」の⑦「若知他苾芻有犯墮落法。或僧殘法。隨一一與在家人説者」（『根本説一切有部比奈耶』には⑦「向未圓具人説 麤罪學處」とある。）

「第二遍十種者」⑨「若為他使用有蟲水等者」（『根本説一切有部比奈耶』には⑨「用蟲水學處」とある。）

「第五遍十種者」の①「若有蟲水等為己身用者」（『根本説一切有部比奈耶』には①「受用蟲水學處」とある。）

ここでは一目で分かるようになっているのに対して、『根本説一切有部比奈耶』ではその本文をよく読まずに理解することは不可能である。

4. 「衆多學法」は、『苾芻習学略法』では 112 條、『根本説一切有部比奈耶』では 99 條になっている。

この中には『苾芻習学略法』にあつて『根本説一切有部毘奈耶』にない項目が十六あり、『根本説一切有部毘奈耶』にあつて『苾芻習学略法』にない項目が二つある。それらは：

まず前者にあたるもの。

1. ⑮肩行。
2. ⑳不得兩手交腦後行。
3. ㉕不得交腿坐。
4. ㉙應依坐次受食。
5. ㉚應視鉢受食。
6. ㉞食壘作塔形。
7. ㉟不問房主有飯水。
8. ㊱不得棄白衣家内。
9. ㊲不得置鉢。
10. ㊴不得洗鉢危嶮處。
11. ㊵不得洗鉢峻崖處。

12. ⑧¹⁵不得洗鉢迎暴流。
13. ⑨²不應為兩手交腦後人説法。
14. ⑩⁶不應為戴華鬘人説法。
15. ⑪⁶不應為持劍人説法。
16. ⑫⁷不應為持兵器人説法。

次に後者にあたるもの。

1. ⑧⁸團整著三衣¹⁵。
2. ⑩¹¹不太高不太下。

以上の検討によると、明らかにパクパ集『苾芻習学略法』（少なくともその漢訳本）は、義浄訳『根本説一切有部毘奈耶』を参照している。また、他の律（どの律が明らかではない）を参考にしていたのではないかとも考えられ、更にパクパ独特の観点も多く入っていることがわかる。

これを踏まえると、パクパ集『苾芻習学略法』は、パクパの仏教観（或は元朝時代の仏教思想）を現す歴史的な意義を持っているのではないかとも考えられる。この点については今後の課題にさせていただきたい。

¹⁵ 番号は「根本説一切有部毘奈耶（義浄訳）」(T. 1442)の順序を示したものの。

Summary

On ḥPhags-pa's *Summary Teachings on the [Moral] Training of Mūlasarvāstivādin Monks*

Qindamuni

The *Summary Teachings on the [Moral] Training of Mūlasarvāstivādin Monks* is a brief anthology of Vinaya rules compiled by the famous Tibetan monk ḥPhags-pa. According to its Postface, the text was originally written in Tibetan and later translated into Mongolian and Chinese. Unfortunately, only the Chinese translation has survived. In the Taishō Canon (No. 1905, vol. 45, pp. 912a-915a), it is entitled 'Genben shuo yiqie you bu pichu xixue lüefa 根本説一切有部苾芻習學略法' compiled by Bhikṣu ḥPhags-pa, Chaplain of the Yuan Emperor 元帝師苾芻拔合思巴集'. The text was also included in other Chinese *Tripitakas* such as the Northern Ming Canon 明北藏 (No. 1132, *Fu fu*), etc.

The present paper analyses the content of the text closely following its composition structured into five sections and 253 items, based on the notion of three types of Vinaya 戒學律藏. I also compare ḥPhags-pa's anthology with Yijing's 義淨 translation of the *Mūlasarvāstivāda Vinayavibhaṅga*. It appears that although the *Summary Teachings on the [Moral] Training of Mūlasarvāstivādin Monks* is based on the *Mūlasarvāstivāda Vinayavibhaṅga*, ḥPhags-pa brought original contributions to the interpretation of some ethical and monastic rules which were not defined in a strict and unambiguous manner in the original Vinaya sources.

The *Summary Teachings on the [Moral] Training of Mūlasarvāstivādin Monks* acquired a canonical status during the Yuan Dynasty and had a lasting influence on the development of the Chinese Saṅgha institutions in the following centuries.

*Postgraduate Student,
International College
for Postgraduate Buddhist Studies*